

子ども・子育て支援新制度における各事項の取扱い

○子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号の規定により定める時間数 (保育が必要となる就労時間の下限)

本市	64時間／月（従来と同じ）
国	48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上

○子ども・子育て支援法施行規則第8条第4号の規定により定める期間 (保育が必要となる求職活動期間の上限)

本市	90日（従来と同じ）
国	90日を限度として市町村が定める期間

○特定教育・保育施設の利用調整（直接契約となる認定こども園の取扱い）

本市	・認定こども園でそれぞれ第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する。 ・利用調整の結果、選考から漏れた場合、保護者に通知した上で、第2希望以下の施設で救済する。 (従来の私立保育所における利用調整と同じ)
国	<待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村における対応> ①過去3年間、4月1日時点の待機児童が0人 ②各園の定員が、地方単独事業による認可外保育施設の定員を上回っている ①②を条件として、本市と同様の取扱いとする。